

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第18号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第11 （第175条関係） 1～28 （略） <u>29 特別法人事業税</u> <u>30 軽自動車税の環境性能割</u>				別表第11 （第175条関係） 1～28 （略）			
別記 （第78条関係） 建設工事請負基準約款 （略）				別記 （第78条関係） 建設工事請負基準約款 （略）			
別表 （第25条、第35条、第38条、第48条関係）				別表 （第25条、第35条、第38条、第48条関係）			
項目	適用 条文	算 式 等	摘要	項目	適用 条文	算 式 等	摘要
請負 金額 を 変 更 す る 場 合	第25 条第 2項	1 第1回目の変更の 場合 (変更工事価格×元 請負金額÷元設計額) × <u>1.1</u> =変更後の請負 金額	(略)	請負 金額 を 変 更 す る 場 合	第25 条第 2項	1 第1回目の変更の 場合 (変更工事価格×元 請負金額÷元設計額) × <u>1.08</u> =変更後の請 負金額	(略)
		2 第2回目(以降)の 変更の場合 (2回目(以降)変更 工事価格×元請負金 額÷元設計額)× <u>1.1</u> =2回目(以降)変更 後の請負金額				2 第2回目(以降)の 変更の場合 (2回目(以降)変更 工事価格×元請負金 額÷元設計額)× <u>1.08</u> =2回目(以降)変更 後の請負金額	
(略)				(略)			
(略)				(略)			

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。